

あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則 原則本文

採択 1988年12月9日  
訳者 国際人権問題委員会

### この原則の適用範囲

この原則は、あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にある全ての人々の保護に適用される。

### 用語

この原則においては、

- (a) 「逮捕」とは、犯罪の嫌疑のため、又は権限の行使により人を逮捕する行為をいう。
- (b) 「抑留された者」とは、犯罪に対する判決による場合を除き人身の自由を奪われた全ての者をいう。
- (c) 「拘禁された者」とは、犯罪に対する判決により人身の自由を奪われた全ての者をいう。
- (d) 「抑留」とは、上記に定義された抑留された者の状態を意味する。
- (e) 「拘禁」とは、上記に定義された拘禁された者の状態を意味する。
- (f) 「裁判官その他の官憲」とは、その地位及び在任資格によって、その権限、公平性及び独立性について最も強い保護が与えられている裁判官その他法令に基づく官憲をいう。

### 原則1

あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にある全ての者は、人道的かつ人間固有の尊厳を尊重して処遇される。

### 原則2

逮捕・抑留・拘禁は、法令の規定に厳格に従い、かつ、権限ある公務員又はその目的のために権限を与えられた者によってのみ執行されるものとする。

### 原則3

いずれかの国において、法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存在する、あらゆる形態の抑留又は拘禁された者のための人権については、この原則がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵害してはならない。

### 原則4

あらゆる形態の抑留又は拘禁及びあらゆる形態の抑留又は拘禁下にある人々の人権に影響を及ぼす措置は、裁判官その他の官憲により命ぜられ、又はその効果的な統制に服せしめられなければならない。

### 原則5

1 この原則は、各国内の全ての人に対して、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は宗教的

信条、政治上又はその他の意見、国籍、民族又は社会的出自、財産、門地その他の地位など、いかなる種類の差別もなく適用される。

- 2 法令の規定に従い、女性（特に妊婦及び授乳中の母親）、子ども及び少年、高齢者、病人又は障がい者の権利並びにその特別の地位を擁護することのみを目的とした措置は差別とはみなされないものとする。このような方策の必要性とその実施は常に裁判官その他の官憲によって審査されなければならない。

#### 原則 6

抑留又は拘禁された者は、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。いかなる場合にも、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰は正当化されない。

#### 原則 7

- 1 各国は、この原則に包含される権利・義務に反する行為を全て禁止し、そのような行為に適切な制裁を課し、不服申立てに対しては公平な調査を実施しなければならない。
- 2 この原則に違反する行為が行われたか又は行われようとしていると信ずるに足りる理由を有する政府職員は、これを上級機関に報告し、必要がある場合は、審査又は救済権限を与えられた他の適切な機関に報告しなければならない。
- 3 この原則に違反する行為が行われたか又は行われようとしていると信ずべき根拠をもつ者は誰でも、その件を当該行為に関与した公務員の上級機関又は審査若しくは救済権限を与えられた他の適切な機関に報告する権利を有する。

#### 原則 8

抑留された者は、有罪判決を受けていない者としての地位に相応する処遇を受けるものとする。従って、抑留された者は、可能な場合は何時でも、拘禁された者とは分離されなければならない。

#### 原則 9

人を逮捕し、抑留又は事件を捜査する機関は、法令によって与えられた権限のみを行使するものとし、その権限の行使は裁判官その他の官憲の審査を受けるものとする。

#### 原則 10

逮捕された者は誰でも、逮捕の時に逮捕の理由を告知されるものとし、速やかに自己に対する被疑事実を告知されるものとする。

#### 原則 11

- 1 何人も、裁判官その他の官憲により速やかに聴聞される実効的機会を与えられることなしには抑留されることはない。抑留される者は、自分で防禦し、又は法令に定められた弁護士の援助を受ける権利を有する。
- 2 抑留された者及び、もしいる場合にはその弁護士は、抑留命令及びその理由につき、速やかにその全ての通知を受けるものとする。
- 3 裁判官その他の官憲は、抑留の継続が適切であるかどうかを審査する権限を有するも

のとする。

#### 原則 12

- 1 以下の事項は、正確に記録されるものとする。
  - (a) 逮捕の理由
  - (b) 逮捕の時刻並びに被逮捕者を拘留場所に引致した時刻及び最初に裁判官その他の官憲の前に出頭した時刻
  - (c) 関係した法執行官を特定する事項
  - (d) 身柄拘束の場所に関する正確な情報
- 2 上記の記録は、抑留された者又はもしいる場合はその弁渡士に、法令に規定された形式により通知されるものとする。

#### 原則 13

何人も、逮捕時及び抑留・拘禁の開始時又はその後速やかに、逮捕・抑留・拘禁の関係機関から、逮捕・抑留・拘禁に関する自らの権利及び権利行使の方法を、告知され説明されるものとする。

#### 原則 14

逮捕・抑留・拘禁当局によって用いられる言語を十分に理解し又は話すことができない者は、その者の理解する言語により、原則 10、原則 11 の 2 項、原則 12 の 1 項及び原則 13 に関する情報を速やかに告知される権利を有し、逮捕に引き続く法令上の手続に関して、必要ならば無料で通訳を受ける権利を有するものとする。

#### 原則 15

原則 16 の 4 項及び原則 18 の 3 項に規定された例外にかかわらず、抑留又は拘禁された者と外部、特に家族や弁護士との間のコミュニケーションは、数日間以上拒否されないものとする。

#### 原則 16

- 1 逮捕後速やかに、そして抑留・拘禁の場所から移送があるたびごとに、抑留・拘禁された者は、家族又はその者の選択するその他の適切な者に、逮捕・抑留・拘禁の事実及び移送の事実並びに現在拘束されている場所を通知し、又は関係当局に対して通知するよう要求する権利を有するものとする。
- 2 抑留・拘禁された者が外国人である場合は、その者が属する国又は国際法により通知を受ける権限を有する国の領事館又は大使館と、抑留・拘禁された者が難民又は国際機関の保護の下にある場合は権限を有する国際機関の代表と、適切な方法で通信をする権利をも、速やかに通知されるものとする。
- 3 抑留・拘禁された者が少年又は自己の権利を理解する能力がない者である場合は、関係機関は、職権で、この原則に規定された通知を行うものとする。親及び後見人に通知することに特別な注意が払われなければならない。
- 4 この原則に規定された通知は、遅滞なく実施され又は許可されなければならない。但

し、関係機関は、捜査のために例外的な必要性がある場合には、通知を合理的な期間遅らせることができる。

#### 原則 17

- 1 抑留された者は、弁護士の援助を受ける権利を有する。抑留された者は、関係当局により逮捕後速やかにその権利を告知されるものとし、権利行使のための適切な便宜を与えられるものとする。
- 2 抑留された者が自己の選任する弁護士をもたない場合には、司法の利益のために必要な全ての事件 (in all cases where the interests of justice so require) において、資力のない場合は無料で、裁判官その他の官憲によって、弁護士の選任を受ける権利を有する。

#### 原則 18

- 1 抑留又は拘禁された者は、自己の弁護士と通信し、相談する権利を有する。
- 2 抑留又は拘禁された者は、自己の弁護士と相談するため十分な時間及び機会を与えられるものとする。
- 3 抑留又は拘禁された者が、遅滞なく、また検閲されることなく完全に秘密を保障されて自己の弁護士の訪問を受け、弁護士と相談又は通信する権利は、停止されたり制限されたりしないものとする。但し、法律又は法に従った規則に定められ、かつ裁判官その他の官憲により安全と秩序を維持するために不可欠であると判断された例外的な場合を除く。
- 4 抑留又は拘禁された者とその弁護士との接見は、法執行官は監視できるが聴取することはできない。
- 5 抑留又は拘禁された者とその弁護士との間の通信は、抑留又は拘禁された者に対する証拠としては許容されないものとする。但し、それが継続的又は意図的犯罪と関係する場合を除く。

#### 原則 19

抑留又は拘禁された者は、特に、家族との間で訪問を受け、通信する権利を有するものとし、外部社会とコミュニケーションする十分な機会を与えられるものとする。但し、法又は法に従った規則により定められた合理的な条件及び制限に従うものとする。

#### 原則 20

抑留又は拘禁された者が要求した場合には、可能な場合には、それまでの住居に相当に近い抑留又は拘禁施設において収容されるものとする。

#### 原則 21

- 1 自白、それ以外の自己負罪又は他人に不利な証言を強制するため、抑留又は拘禁されている者の状態を不当に利用することは禁止される。
- 2 抑留されている者は、取り調べられている間に、暴力、脅迫又は決定能力若しくは判断能力をそこなう取調方法を受けないものとする。

#### 原則 22

抑留又は拘禁された者は、その同意がある場合であっても、健康を害するおそれのある医学的又は科学的実験を受けることはないものとする。

#### 原則 23

- 1 抑留又は拘禁された者の取調べの時間及び取調べの間隔、取調べ担当者その他立会者を特定する事項は、法令に規定された方式により記録され確認されるものとする。
- 2 抑留若しくは拘禁された者又は法令により付された弁護士は、上記情報にアクセスすることができるものとする。

#### 原則 24

抑留又は拘禁される者に対しては、その者が抑留又は拘禁施設に収容された後できるだけ早期に、適切な医学的検査が提供されるものとし、その後、必要な場合何時でも医学的治療及び措置が提供されるものとする。この治療及び措置は無料で提供されるものとする。

#### 原則 25

抑留若しくは拘禁された者又はその弁護士は、第三者による第二の医学的検証又は意見を裁判官その他の官憲に要求し、又は申し立てる権利を有するものとする。但し抑留又は拘禁施設の安全と秩序を維持するための合理的な条件のみには従うものとする。

#### 原則 26

抑留又は拘禁された者が医学上の検査を受けた事実、医師の氏名及び検査の結果は正しく記録されるものとする。上記の記録へのアクセスは保証されるものとする。そのための手続は、各国の国内法における関連法規に従うものとする。

#### 原則 27

証拠を得る上でこの原則の各条項に違反した場合、そのことは、抑留又は拘禁された者に対する当該証拠の証拠能力の決定において考慮されるものとする。

#### 原則 28

抑留又は拘禁された者は、公的な資金による場合は可能な財源の範囲内で、合理的な量の教育的、文化的又は情報を伝える資料を得る権利を有する。但し抑留又は拘禁施設の安全と規律を確保するための合理的な条件に従うものとする。

#### 原則 29

- 1 関係法令の厳密な遵守を監督するため、施設は、定期的に、抑留施設又は拘禁施設の運営に直接責任を有する機関とは区別された権限を有する機関により任命され、その機関に責任を負う、資格と経験を有する者によって訪問されるものとする。
- 2 抑留又は拘禁された者は、1項に従って抑留又は拘禁の施設を訪問する者と、自由にかつ完全に秘密を保障された状態でコミュニケーションする権利を有する。但し、施設の安全と規律を保持するための合理的な条件に従うものとする。

#### 原則 30

- 1 抑留又は拘禁中に、懲罰を構成する、抑留又は拘禁された者の行為の形態、課されうる懲罰の内容と期間及び懲罰を課しうる機関は、法又は法に従った規則に明記され、正しく

公表されるものとする。

- 2 抑留又は拘禁された者は、懲罰がなされる前に聴聞を受ける権利を有する。懲罰を受けた者は、上級機関に審査のための申立てをする権利を有するものとする。

#### 原則 31

関係機関は、各国の国内法制に従い、抑留又は拘禁された者の家族であって、その者に頼る必要のある者、特に未成年者には、援助を保障するよう努めるものとし、保護なしに残された子どもの適切な保護のためには特別な手段を尽すものとする。

#### 原則 32

- 1 抑留された者又はその弁護士は、何時でも、各国の国内法に従い、裁判官その他の官憲に対し、抑留の合法性を審査し、合法でない場合は直ちに釈放を受けるため申立てをする権利を有するものとする。
- 2 1 項に関する申立手続は、節易かつ迅速であり、十分な資産のない抑留された者に対しては無料でなければならない。抑留している機関は、抑留された者を不当な遅延なしに審査機関に出頭させるものとする。

#### 原則 33

- 1 抑留若しくは拘禁された者又はその弁護士は、抑留の施設を管理する責任のある当局及びその上級機関に対して、また必要がある場合は、審査及び救済権限を有する適切な機関に対して、その者の処遇、特に拷問その他の残虐な又は非人間的若しくは品位を害する処遇に関する要求又は不服申立てをする権利を有するものとする。
- 2 抑留若しくは拘禁された者又はその弁護士が 1 項の権利を行使する可能性を有しない場合、抑留若しくは拘禁された者の家族又は事件に関し知識を有する者は誰でも 1 項の権利を行使できる。
- 3 要求又は不服申立てに関する秘密は、申立人が求めた場合は守られるものとする。
- 4 全ての要求又は不服申立ては迅速に処理され、不当な遅延なしに返答されるものとする。要求又は不服申立てが拒否され又は不当に遅延した場合、不服申立者は、裁判官その他の官憲に申立てをすることかできる。抑留若しくは拘禁された者又は 1 項による要求若しくは不服申立てをした者は、要求や不服申立てを行ったが故に不利益を被ることはないものとする。

#### 原則 34

抑留又は拘禁期間中に、抑留又は拘禁された者が死亡したり、行方不明になった場合、その原因の調査が裁判官その他の官憲によって、職権で、又は家族若しくは事情を知った者の申立てにより行われるものとする。死亡や行方不明が抑留や拘禁終了直後に発生した場合にも、状況によっては、同様の調査が同様の手続に基づき行われるものとする。このような調査の結果及びそれに関する報告は、進行中の犯罪捜査を妨げる場合を除き、請求により利用可能なものとする。

#### 原則 35

- 1 この原則に含まれた権利に反する公務員の作為又は不作為によって生じた損害は、国内法で規定された準則又は責任に従い、賠償されるものとする。
- 2 この原則に基づき記録すべく要求されている情報は、国内法に定められた手続に従い、この原則の下に賠償を要求するために、利用可能なものとする。

#### **原則 36**

- 1 刑事犯罪の嫌疑を受けて抑留されている者は、無罪と推定され、防禦に必要な全ての保障を与えられた公開の審判において、法に従い有罪と証明されるまでは無罪として処遇されるものとする。
- 2 捜査中又は公判中の上記の者の逮捕又は抑留は、法令の定めた根拠、条件及び手続の下に司法権の執行の必要性のためにのみ行われるものとする。上記の者に対する制限の強制は、厳密に、抑留の目的のために要求されるか、捜査の過程への妨害を防止するために必要があるか、司法の執行のために必要であるか、又は抑留施設の安全と秩序を維持するため必要がある場合以外禁止されるものとする。

#### **原則 37**

犯罪の嫌疑によって抑留された者は、逮捕後速やかに裁判官その他の官憲へ引致されるものとする。上記の機関は遅滞なく抑留の適法性及び必要性につき判断するものとする。何人も、上記機関の書面による命令なくしては、捜査中又は公判中抑留されないものとする。抑留された者は、上記機関に引致された場合、拘束中に受けた処遇に関して陳述する権利を有するものとする。

#### **原則 38**

犯罪の嫌疑によって抑留された者は、合理的期間内に審理を受けるか又は公判までの間釈放される権利を有する。

#### **原則 39**

法に規定された特別の場合を除き、又は裁判官その他の官憲が司法権の執行のため別の決定をしないかぎり、犯罪の訴追によって抑留された者は、公判までの間釈放される権利を有する。但し、法に従って付しうる条件に従うものとする。上記機関は抑留の必要性につき再審査するものとする。

#### **一般条項**

この原則は、市民的及び政治的権利に関する国際規約上の権利を制限又は侵害するように解釈されてはならない。